

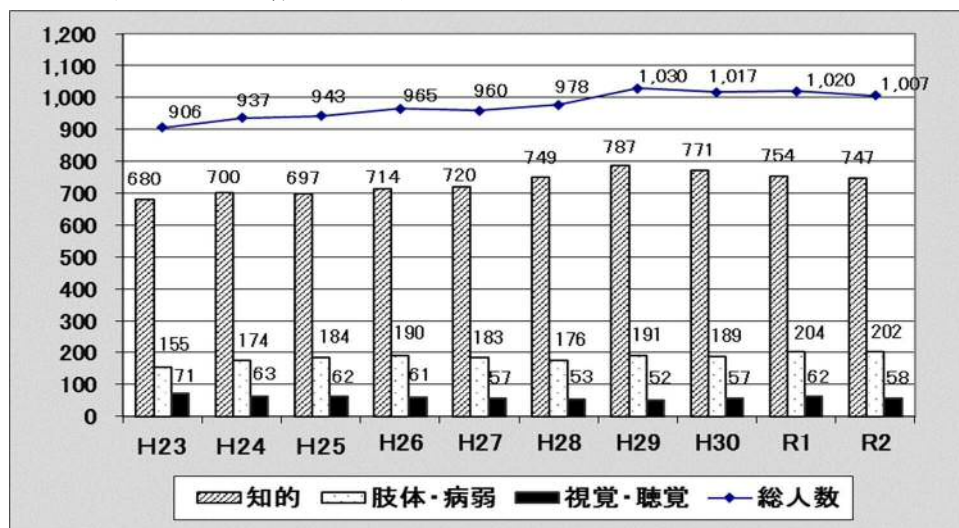
Ⅱ 多様な学びの場における教育環境の充実

1 特別支援学校

【現状と課題】

- ①特別支援学校の在籍者数は平成29年度をピークとして横ばい傾向となっていますが、小学校、中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しており、今後、知的障がい特別支援学校高等部の増加が見込まれます。また、幼児児童生徒の障がいの多様化が進んでいます。
- ②高等部卒業生の一般就労率は、知的障がい特別支援学校でのコース制の導入や各校における生徒個々の進路希望に応じた職場実習の実施、関係機関と連携した職場開拓や就業後の定着支援などにより、近年、高い水準で推移していますが、生徒の増加や多様化に対応するため、更なる職業教育・就業支援の充実が必要となっています。
- ③特別支援学校の教育活動や幼児児童生徒の様子が地域に知られていないことがあり、特別支援学校と地域との関わりを充実させていく必要があります。
- ④気管内喀痰吸引や人工呼吸器の使用など、医療依存度の高い幼児児童生徒が特別支援学校に通学するケースが増えており、より安全・安心な医療的ケア³の体制を整備する必要があります。
- ⑤特別支援学校では、広範囲から幼児児童生徒が通学しており、通学にかかる保護者の負担軽減が求められています。

■特別支援学校の在籍者数推移（H23～R2） （単位：人）



出典：島根県教育委員会

³ 医療的ケア

・・・特別支援学校等に在籍する幼児児童生徒に対し、健康で快適な状態をサポートするとともに生命の危機を防ぐための医療行為。実施内容は医師、看護師による指導を受けた保護者が家庭において日常的に実施している行為に限定。（出典：島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン）

■特別支援学校高等部卒業生の一般就労率

卒業年月		H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
就労率	島根県	30.6%	27.0%	37.1%	36.7%	37.9%
	全国平均	29.4%	30.1%	31.2%	32.3%	

※調査対象：全障がい種

出典：島根県教育委員会・学校基本調査

■医療的ケア対象児童生徒数推移 (単位：人)

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
児童生徒数	33	37	41	40	42

※対象：全特別支援学校

出典：島根県教育委員会

【今後の取組】

(1) 職業教育と就業支援の充実

生徒一人一人の自立と社会参加を目指し、障がいの状態や特性に応じた職業教育の充実や、進路希望に応じた就業支援に取り組んでいます。

今後は県教育委員会に配置した職業能力開発員⁴による、新たな分野の職場や実習先の開拓、より職場に即した指導等についての学校への助言を行い、職業教育・就業支援の充実を図るなど、生徒の進路希望が実現するよう努めていきます。

また、特別支援学校間で、作業学習での交流や作業学習の成果を合同で発表する機会を設け、生徒の就労への意欲をより高めていく取組を行います。

(2) 地域と連携・協働した教育の推進

学習指導要領の改訂により、「社会に開かれた教育課程⁵」の実現が示されています。また、「しまね教育魅力化ビジョン」においても、教育の魅力化を図るため、学校・家庭・地域が子ども一人一人の「生きる力」を育むという目標を共有し、協働を図り、島根の教育をよりよいものに高めることを目指しています。

特別支援学校においても、この趣旨に則り、地域と連携・協働した教育を推進していきます。

⁴ 職業能力開発員 ……島根創生計画に基づく障がいの者の雇用の促進、障がい者雇用未経験の職場訪問、未開拓な職種における職業能力の開発の研究を行うために、県教育委員会に1名配置。(令和2年度時点)

⁵ 社会に開かれた教育課程 ……よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのか教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくということ。(出典：文部科学省HP)

①地域と学校との連携の強化

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が、地域の中で、多様な人と関わり、様々な体験を重ねていくことで、生きる力を育ていけるように、地域と特別支援学校の連携を強化する仕組みや体制として、令和4年度に、全校に、学校運営の基本方針の承認や学校運営などへの意見を述べるができる、学校運営協議会の導入を目指していきます。また、学校が地域の団体等と共通の目的に沿って双方向の協働を行い、教育活動をより充実させていくため、学校と団体等から成る「特別支援学校魅力化コンソーシアム⁶」の構築を検討していきます。

地域との連携を通して、地域全体で子どもを育てていこうという意識の向上を図っていきます。

②地域資源を活用した教育の推進

地域の方を授業の講師やゲストティーチャーとして招くなど、積極的に学校教育に参画してもらうことを推進します。また、専門的な知識や技術を取り入れる取組として、大学や高等専門学校等との協働も積極的に行います。

地域の課題解決に向けた学習や地域への貢献活動など、幼児児童生徒が障がいのない人と関わりながら、地域に参加する学習も推進していきます。

(3) 医療依存度の高い幼児児童生徒の教育環境の整備

近年、医療技術の進歩により、気管内喀痰吸引や人工呼吸器を使用するなど高度で専門的な医療的支援を必要とする幼児児童生徒も通学が可能となり、学校で医療的ケアを受けることが増えつつあります。医療依存度の高い幼児児童生徒の安全・安心な教育環境を整えるために、医療機関と連携し、学校看護師のスキルアップの研修や学校看護師確保のための取組を行っていきます。

①学校看護師の計画的な配置

現在、医療的ケア実施校には、安全な医療的ケアを実施するために必要な人数の学校看護師を配置しています。今後も引き続き、各校の状況を踏まえながら、必要な学校看護師を計画的に配置するために医療関係機関とも連携し、学校看護師確保に努めていきます。

②就学前の早期の情報共有

医療的ケアが必要な子どもが就学する際には、就学先の安全・安心な教育環境を整備しておく必要があります。保健師や、健康福祉部で配置が計画されている医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターと連携し、医療的ケアを受けている子どもの早期からの情報共有を図っていきます。

⁶ コンソーシアム …… 2つ以上の個人、企業、団体、政府等（あるいはこれらの任意の組合せ）からなる団体で、共同で何らかの目的に沿った活動を行うために構成されるもの。（出典：県立高校魅力化ビジョン（島根県教育委員会））

③医療的ケアに関する専門的な助言の提供

医療的ケアの実施にあたっては学校での医療的ケアに精通した医師の助言が受けられるよう、学校の要請に応じた巡回指導を実施します。また学校看護師への技術的な助言として、医療機関による研修を実施していきます。

(4) 教育環境の整備

①通学支援の充実

特別支援学校は通学範囲が広いと、通学支援として、寄宿舎の設置、分教室の設置、校外学習用のスクールバスを利用した登校時の通学バスの運行を行っています。また、障がい福祉サービスの利用による通学も行われており、通学にかかる保護者の負担は軽減されつつありますが、通学のために市町をまたぐ遠距離の送迎を保護者が行っているケースがあります。

毎年通学の状況が変化することや自立と社会参加を目指すという教育的観点も考慮しながら、通学のため遠距離の送迎を行っている保護者の負担を軽減するための支援を、障がい福祉サービスなども含め検討していきます。

②ICT活用の推進

文部科学省におけるGIGAスクール構想⁷を受け、特別支援学校においてもICT環境の整備と活用を充実させていきます。障がいのある子どもの自立と社会参加に向け、効果的な活用方法について、大学や企業等と連携しながら、障がい種や特性に応じた教職員対象のICT活用に関する研修の実施や機器の整備について進めていきます。

③特別支援学校の狭隘化や大規模化への対応

今後10年間、幼児児童生徒数の増加が想定されます。今後の在籍者数の推移を見ながら、令和4年度に、教室不足や狭隘化、分教室設置や複数障がい教育部門の設置によって生じた学校の大規模化などの課題の解消に向けた検討に着手します。特に知的障がい特別支援学校の児童生徒の増加が見込まれており、長期的な視野で検討していきます。その際には、以下の視点を踏まえます。

- 1) 島根県全体の今後の特別支援学校の在り方の中で議論することが必要
- 2) 時代的な要請や地域ニーズなどを踏まえた議論が必要
- 3) 特別支援学校設置基準⁸などの国の動向を踏まえた議論が必要
- 4) 増加傾向にある特別支援学級の現状を含めた議論が必要
- 5) 既存施設の活用など、特別支援学校以外の施設の有効的な活用を含めた議論が必要

※時代的な要請・・・インクルーシブ教育システムの構築、共生社会の実現など

※地域ニーズ・・・分教室、複数障がい種対応、通学支援など

⁷GIGAスクール構想

・・・児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたち誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の教育現場で持続的に実現させる構想。(出典：文部科学省HP参考)

⁸ 特別支援学校設置基準

・・・学校教育法に基づき、学校を設置する場合の最低限の基準。特別支援学校は現在設置基準がなく、文部科学省において策定に向けて検討中。

2 就学前

【現状と課題】

①保育所、幼稚園等の保育士、教員等の多くは、乳幼児期では発達障がいの確定診断がつきにくいいため、個々の子どもについて障がいに関する配慮が必要か否かの判断に難しさを感じています。また、障がいに対する専門的な知識が十分でないため、子どもや保護者の困難さや悩みに対応することにも苦慮しています。専門的な助言を受けることができるサポート体制を整備することが必要です。

②不安や悩みを抱えた保護者の相談窓口が明確でないため、相談につながらないことがあります。また、保護者が、障がいに対する戸惑いや将来への不安など複雑な思いを抱えていることも多く、子どもの障がいを受け入れるまでには時間を必要とする場合があります、早期からの相談につながらない場合もあります。

■幼稚園・保育所等における特別な支援の必要な幼児

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
割 合	6.2%	6.1%	6.4%	7.4%	7.1%

※教員等の主観により、「特別な支援の必要な幼児数」を調査。全在籍幼児数に占める割合。

※調査対象：国公立幼稚園、公立認定こども園、公立保育所の3～5歳児

出典：島根県教育委員会

【今後の取組】

(1) 市町村における相談支援体制の整備

就学前の特別な支援の必要な子どもへの支援については、地域の状況に応じて、医師や保健師、教育委員会指導主事、特別支援学校センター的機能担当者、発達障害者支援センター相談員などが行っています。

早期からの支援をより充実させるためには、教育、医療、保健、福祉などの関係機関が連携した相談体制、支援体制を、各市町村の状況に応じて整備することが重要です。

市町村や市町村教育委員会とともに、関係機関、部局が連携した相談・支援体制づくりを進めていきます。

(2) 早期支援のための相談窓口の周知

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）が各市町村で設置されています。

保護者や支援者からの相談が確実に教育、医療、保健、福祉などの関係機関につながるように相談窓口となるセンターの周知を行っていきます。

併せて各市町村の相談体制を周知するためのリーフレット等を作成し、保護者や支援者の相談につなげていきます。

(3) 所（園）内体制の充実

保育所や幼稚園等の所（園）内体制は整備されつつありますが、保育所や幼稚園等における所（園）内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター⁹の指名は、小学校等と比べて進んでいない状況があります。市町村や県幼児教育センター¹⁰と連携して、所（園）内体制の充実を図ります。

また、県幼児教育センターや特別支援学校、大学等と連携して、特別支援教育に係る研修を実施し、保育士や教員等の専門性の向上を図っていきます。

(4) 盲学校幼稚部の設置

視覚障がいのある子どもへの早期からの専門的な学びを保障するために、令和3年度から盲学校に幼稚部を設置します。

3 小学校、中学校

【現状と課題】

- ①発達障がいの可能性のある児童生徒が増加しており、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数が大幅に増加しています。また、通常の学級においても特別な支援の必要な児童生徒が増加しており、実態や支援の多様化が進んでいます。その中で、教室に入りにくい児童生徒の対応も課題となっています。
- ②通常の学級において、障がいや認知の特性により、学習上の困難さを感じている児童生徒が増えており、小学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童に対し、特別な支援を行うために非常勤講師（にこにこサポート事業小学校等通常の学級（以下、「にこサポ」という。））を配置しています。また市町村教育委員会により特別支援教育支援員の配置なども行われています。
- ③LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）等の発達障がいを中心に通級による指導を必要とする児童生徒が増加しています。障がいの特性も多様化しており、より専門的な指導が求められています。また、通級による指導の効果を高めるためには、児童生徒が在籍する通常の学級の担任との連携が必要ですが、通級による指導・支援の内容が共有されていないなどの課題があります。
- ④校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、各校の特別支援教育の体制は整備されましたが、特別支援教育を更に充実させるためには校内体制の機能を強化していくことが必要です。

⁹ 特別支援教育コーディネーター・・・各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会や特別支援教育に関する校内研修の企画・運営、関係機関や学校との連絡・調整、担任への支援、保護者からの相談窓口の役割を担う人。（出典：文部科学省HP参考）

¹⁰ 県幼児教育センター・・・正式名称は「島根県幼児教育センター」という。指導主事や幼児教育アドバイザー等を配置し、幼児教育施設を訪問し、実態に応じた支援をするなどの活動をしている。

■小学校、中学校の通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒

年 度		H27	H28	H29	H30	R1
割 合	小学校	9.1%	9.6%	9.9%	10.9%	11.5%
	中学校	6.9%	6.9%	7.5%	7.2%	8.5%

※教員の主観により、「特別な支援の必要な児童生徒数」を調査。全在籍児童生徒数に占める割合。

※調査対象：国公立小学校、国公立中学校（H30年度以降は、義務教育学校も含む）

出典：島根県教育委員会

■特別支援学級在籍児童生徒数

（小学校）

（単位：人）

在籍者数区分\年度	H27	H28	H29	H30	R1
小学校在籍者数(a)	35,426	35,161	34,894	34,987	34,643
特別支援学級在籍者数(b)	725	796	848	997	1,037
うち知的障がい学級	368	396	388	414	420
うち自閉症・情緒障がい学級	296	336	395	503	537
(b)/(a)	2.0%	2.3%	2.4%	2.8%	3.0%

※H30年度以降は、義務教育学校も含む

（中学校）

（単位：人）

在籍者数区分\年度	H27	H28	H29	H30	R1
中学校在籍者数(a)	19,138	18,727	18,246	17,672	17,678
特別支援学級在籍者数(b)	459	476	456	471	490
うち知的障がい学級	202	213	197	214	199
うち自閉症・情緒障がい学級	230	230	235	233	259
(b)/(a)	2.4%	2.5%	2.5%	2.7%	2.8%

※H30年度以降は、義務教育学校も含む

出典：島根県教育委員会

【今後の取組】

（１）発達障がいの可能性のある児童生徒への支援

①新しい学びの場の検討

通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒は、年々増加するとともに、その背景や要因は複雑化・多様化しています。また、特別な支援の必要な児童生徒の要因が、障がいによる困難さからくるものかが判断しづらい状況も多くあります。様々な要因により集団での学びに困難さのある児童生徒や教室に入りにくい児童生徒が特性や困難さに応じた環境や学習方法で学ぶことを通し、自信や学習意欲、自尊感情などを高めていき、共に学べるような体制（場所づくり、人的配置など）を、関係機関や市町

村教育委員会とも連携し、現行の支援制度も含めて検討していきます。

併せて、通常の学級での授業づくりや集団づくり、効果的な校内体制についても検討していきます。

②特別支援教育支援専任教員等による支援の強化

小学校、中学校の教員の相談に迅速に対応するため、各教育事務所に特別支援教育支援専任教員¹¹（以下、「支援専任教員」という。）を引き続き配置し、LDに対する指導を支援できるように研修を行います。

また、特別支援学校センター的機能や発達障害者支援センターとの連携も図り、より支援を充実させていきます。

にこサポ担当者に対しては障がいの特性に応じた指導に関する研修を引き続き行っていきます。

③ICT活用の推進

発達障がいの可能性のある児童生徒を含め、特別な支援の必要な児童生徒一人一人の障がいの特性に応じた支援を行うにあたり、ICTを活用することは教育上有効です。

全ての学びの場で活用ができるように、通常の学級、通級による指導、特別支援学級が連携し、指導方法や活用方法について情報を共有していくことが重要です。

ICTの活用について市町村教育委員会と連携し推進していきます。

(2) 校内体制の機能強化

通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒や特別支援学級の児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の「質」をより一層充実させるためには、管理職のリーダーシップのもと、校内体制を強化していく必要があります。

そのために、校長会、教頭会や管理職向け研修などで学校全体での特別支援教育の推進を促していくとともに、特別支援教育コーディネーターが円滑かつ適切に業務を進めていけるように、特別支援教育コーディネーターの役割や関係機関との連携に関する情報などを掲載したハンドブックを作成します。

支援専任教員による支援の強化やハンドブックを活用した特別支援教育コーディネーター研修等を市町村教育委員会と連携して実施することにより、校内委員会の活性化を図り、通常の学級の担任や特別支援教育担当者が校内で気兼ねなく相談できる体制づくりをより一層推進します。また、児童生徒の就学後の学習や生活の状況を把握するとともに、必要に応じて、学びの連続性を踏まえた学びの場の検討ができる体制を構築していきます。

(3) 特別支援学級に対する支援の継続

近年、特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しています。障がいの程度や学年が異

¹¹ 特別支援教育支援専任教員・・・市町村立小中学校、義務教育学校の教員が抱える特別な支援を要する児童生徒の学習指導や学級経営等の課題の迅速な解決を図るため、各教育事務所に1名配置。

なり、多様な教育的ニーズを必要とする児童生徒が一つの学級に在籍している場合があります。多人数が学ぶ特別支援学級には非常勤講師（にこにこサポート事業特別支援学級）を配置していますが、今後も引き続き多人数学級に配置していきます。

また、特別支援学級経験年数に応じた研修の実施や、支援専任教員や特別支援学校センター的機能による助言や支援を引き続き行っていきます。

（４）通級による指導での支援内容の共有

通常の学級において、学習上、生活上の困難を的確に捉えた指導を行うためには、児童生徒の状況や通級による指導内容、指導の開始・終了などを、校内できめ細かく定期的に検討する必要があります。通級による指導で行われる「個への支援」を含め、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の学びの充実のためには、通常の学級における指導方法の工夫・改善も重要であり、通級による指導での児童生徒の状況や必要な支援について、通常の学級担任等との情報共有が必要です。

通常の学級担任や特別支援教育コーディネーターを中心に校内全体で適切な支援方法の検討や情報共有が行われるように、市町村教育委員会や支援専任教員と連携し校内の連携体制を強化していきます。

（５）ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

通常の学級において、全ての児童生徒にとって分かりやすく、学びやすいというユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを行い、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごせるようにすることが重要です。

また、そのためには、お互いを認め合える学習集団づくりが必要です。このことは、特別な支援の必要な児童生徒を含めた全ての児童生徒の「集団での学び」の充実につながります。

市町村教育委員会や支援専任教員と連携しながら、これらのことを推進していきます。

4 高等学校

【現状と課題】

- ①高等学校においても特別な支援の必要な生徒が増加しています。各校の特別支援教育の校内体制の整備は進んできていますが、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能を更に強化する必要があります。
- ②特別な支援を必要とする生徒一人一人の状態に応じた必要かつ適切な合理的配慮を提供することが必要となっています。合理的配慮の提供について、生徒の状況に応じ個別に判断することに苦慮しているケースがあります。

③通級による指導が制度化されましたが、現時点において実施校は4校¹²であり、地域的にも偏りがあります。また、現在実施している全ての高等学校が自校の生徒のみを対象としており、通級による指導実施校ではない学校の生徒が、通級による指導を受けたくても受けられないといった現状があります。難聴の生徒に対しては、ろう学校から巡回指導という形で通級による指導を実施しています。

■高等学校における特別な支援の必要な生徒

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
割 合	2.8%	2.9%	3.4%	3.2%	3.1%

※教員の主観により、「特別な支援の必要な生徒数」を調査。全在籍生徒数に占める割合。

※調査対象：公立高等学校

出典：島根県教育委員会

【今後の取組】

(1) 校内体制の強化

校内体制の整備や研修の実施などにより、個々の教員の特別支援教育への理解は深まりつつありますが、その知識を実践に生かし、効果的で一貫した支援につなげるためには、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、校内委員会の活性化を図り、校内体制を強化することが必要です。

そのために、校長会、教頭会や管理職向け研修などで学校全体での特別支援教育の推進を促していくとともに、特別支援教育コーディネーターの役割や関係機関との連携に関する情報、高等学校における特別支援教育の推進に関する情報などを掲載したハンドブックを作成していきます。

(2) 通級による指導の拡充

現在、通級による指導については、自校の生徒のみを対象とする自校通級により実施していますが、令和3年度から自校通級に加え、巡回指導のできる拠点校方式を導入し、拠点校から各校へ巡回指導を行います。今後、順次全5圏域（松江、出雲、浜田、益田、隠岐）に導入し、通級による指導を全ての県立高等学校で受けることができる体制を構築します。

(3) 圏域のネットワーク構築による特別支援教育の推進

現在、松江、出雲、浜田、益田の4つの圏域で高等学校特別支援教育推進教員を指名し、高等学校同士のネットワークや圏域の中学校とのつながりを構築しています。今後は、通級による指導拠点校にネットワークの機能を統合し、圏域の高等学校におけるインクルーシブ教育システム構築に向けて、中心的な役割を担うこととします。（インクルーシブ教育システム推進センター校（以下、「センター校」という。））

¹² 4校 ……松江農林高等学校、宍道高等学校、三刀屋高等学校掛合分校、邇摩高等学校。

(4) 合理的配慮アドバイザーの配置

合理的配慮の提供については、生徒の状況に応じて個別の判断が必要となります。学校が判断に迷ったときに相談できる合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置し、合理的配慮の提供の推進を図ります。また、センター校のアドバイザーとして特別支援教育を推進するための指導助言を行います。

指導助言に際しては、特別支援学校センター的機能や支援専任教員などとも連携し、切れ目ない支援の提供に努めます。

(5) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

全ての高等学校において、特別な支援の必要な生徒だけでなく、全ての生徒が学習内容を理解でき、充実感をもって授業に参加できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりが必要です。

各校におけるユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりを推進するために、上記の合理的配慮アドバイザーや圏域のセンター校が各校を支援していきます。

(6) ICT活用の推進

特別な支援の必要な生徒への合理的配慮として、障がいの特性に応じたICTの効果的な活用を推進していきます。効果的な活用事例等を情報収集し、各校に情報提供していきます。

○安全な学校生活のために（学校における衛生管理等）

保育所、幼稚園、学校等において、安全で安心な環境を確保することは、教育を行う上で重要な基盤となります。特別な支援の必要な子ども一人一人の障がいの状態や特性は異なるため、それぞれの実態を把握した上で、想定される行動やそのリスクを考え、所（園）長や学校長のリーダーシップのもと、組織的に事故防止や安全対策の取組を行う必要があります。

また、新しい感染症などが発生した場合には、国のガイドライン¹³や県教育委員会が作成したガイドライン等を参考にし、保育所・幼稚園・学校等での対策を講じる必要があります。特に特別な支援の必要な子どもの中には重症化リスクが高い子どもも含まれているため、より一層のリスク管理が求められます。

¹³ 国のガイドライン・・・新型コロナウイルス感染症に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年12月、文部科学省）、「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について」（令和2年6月、文部科学省）において感染防止対策等について記載されている。